

介護予防拠点施設活用の方針（案）

1 全市に向けた介護予防事業を展開

- (1) 介護予防事業・生活支援サービスを推進する拠点
 - ①介護予防教室の指導者の育成とレベルアップ講座
 - ②介護予防サポーター養成講座
 - ③一人でも気軽にできるオリジナル介護予防運動等効果的な介護予防事業の研究会
 - ④「はつらつ」、「いきいき」等の介護予防教室、健康教室を、年間を通じて定期的に開催
 - ⑤高齢者向けの栄養指導講座→栄養士の協力を得て、介護食の学習会等を開催
 - ⑥口腔ケアを進めるための「お口の体操カフェ」
 - ⑦配食サービスの実施
- (2) 認知症施策の実施の拠点
 - ①認知症カフェ、認知症介護者の集いの開催
 - ②認知症サポーター養成講座
- (3) 在宅要介護者と介護者を支援するための取組の場
 - ①高齢者支援ボランティアの養成講座
 - ②リハビリ専門職の協力による、市民、ボランティアを対象とした介護技術講習会
 - ③介護相談会：地域包括支援センターと市の合同で開催
- (4) 高齢者の安全・安心の確保を推進する場
 - ①日頃の防災の備えについて考えてもらう「防災カフェ」
 - ②特殊詐欺防止について注意を促す「おれおれ詐欺ノックアウトカフェ」

2 周辺地域の高齢者が集うスペース 高齢者のニーズをくみ取った事業を展開

- (1) 周辺地域の高齢者の生きがいづくり、支え合い、生活支援の場
 - ①まちづくり委員会健康福祉委員会の協力を得て地域の高齢者の交流会
 - ②ふれあいサロン
 - ③高齢者のニーズに沿った、書道、健康体操、絵手紙等の生きがいづくりの教室

